

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伊平屋村むら・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県島尻郡伊平屋村

3 地域再生計画の区域

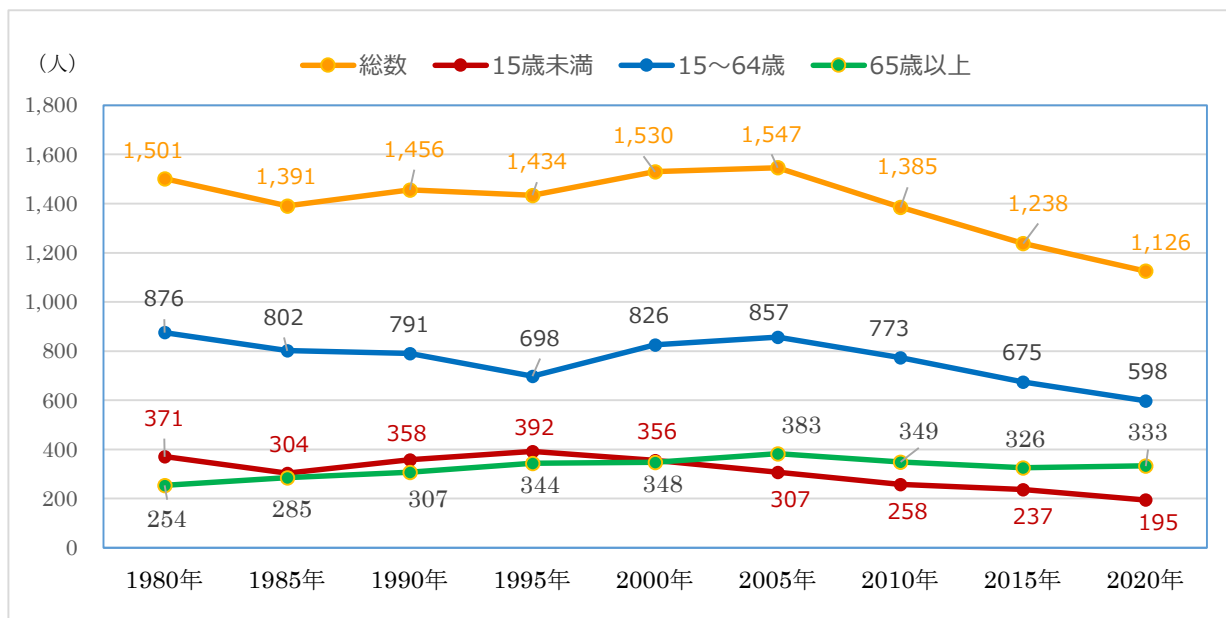
沖縄県島尻郡伊平屋村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の人口は、2005年の1,547人をピークに減少しており、国勢調査によると2020年には1,126人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2035年には976人と、1,000人を割り込むと推計され、そのうち75歳以上人口が24.8%となる見込である。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1995年の392人をピークに減少し、2020年には195人となる一方、老年人口（65歳以上）は1980年の254人から増加がみられ、2020年には333人と、高止まり傾向にあるため、少子高齢化がさらに進むことが想定される。また、生産年齢人口（15～64歳）も1980年の876人をピークに減少傾向にあり、2020年には598人となっている。

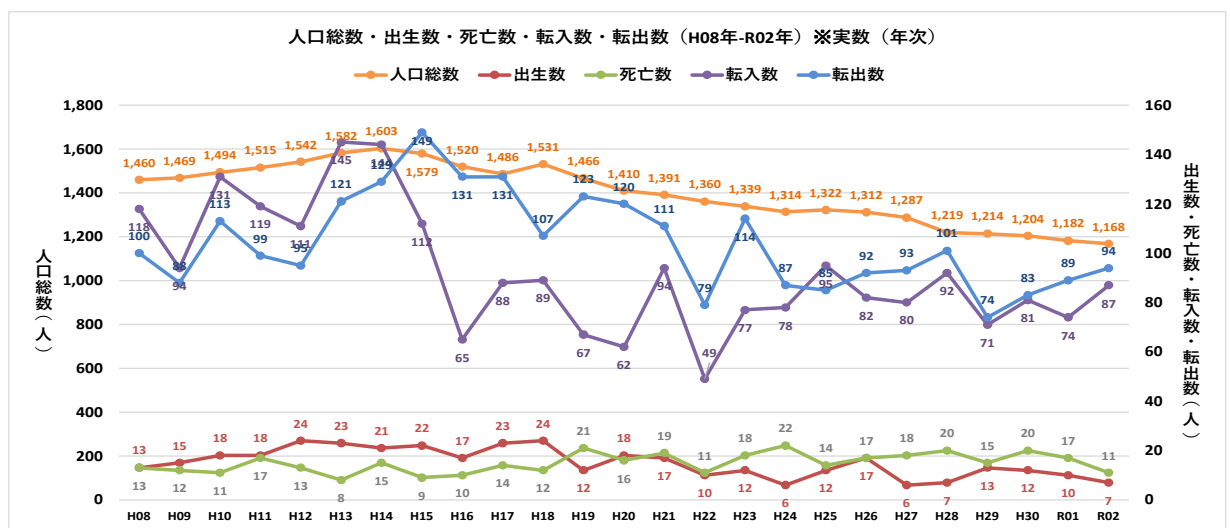
図表 人口（年齢・3区分別）の推移（昭和55年～令和2年：国勢調査）



本村の自然動態をみると、出生数は2006年の24人をピークに減少し、2020年には7人となっている。その一方で、死亡数は2020年には11人と増加傾向にあり、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲4人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2001年には転入者（145人）が転出者（121人）を上回る社会増（24人）であった。しかし、本村の基幹産業である建設業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、村外への転出者が増加し、2004年には▲66人の社会減となり、それ以降も減少傾向が続いている。

図表 人口・世帯数の推移（沖縄県推計人口データ）



このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。本村の人口増減に与える影響は、社会増減の影響が自然増減より大きい。

今後も人口減少や少子高齢化が進行することで、地域社会の維持や産業の担い手の確保が困難となること、医療・介護等の社会保障に関わる需要がさらに増大すること等が懸念される。

これらの課題に対応するため、移住・定住策を促進し誰一人取り残さない持続可能なむらづくりの構築によって自然増につなげる。また、すべての産業の活性化を図る仕組みづくりを構築し、働く場の創出によって、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の6つの基本目標を掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 島の未来は、教育がつくる

- ・基本目標 2 女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島
- ・基本目標 3 里山・里海を活用した産業が息づく島
- ・基本目標 4 安全安心・快適な暮らしを支えるしまづくり
- ・基本目標 5 豊かな自然と歩み続ける島
- ・基本目標 6 共創・協働によるむらづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年 度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	P・T、地域の参加率向上のための協議数	—	4回/年	基本目標 1
	親子でのお弁当づくりの実施数	—	6回/年	
	平和学習及び平和講和の実施数	—	1回/年	
	各字公民館の利用数	—	48名/月	
	教育移住及びコミュニティ・スクール導入に向けた協議回数	—	3回/年	
	文化芸術公演の開催数	—	2回/年	
イ	役場、事業所・団体等の女性管理職数	2名	5名	基本目標 2
	審議会等の女性登用率	10%	30%	
	保育士の配置	7名	8名	
	子どもの貧困対策支援員の配置	—	1名	
	保健師の安定的確保	2名	4名	
	介護福祉人材	2名	4名	

ウ	「伊平屋村産業経済活性化協議会」の会議開催数	－	3回／年	基本目標 3
	ワーケーションの受入れ人数	－	30人	
	女性、若者、島外の方々による起業件数	－	6件	
	商品開発や販売強化の支援・補助件数	－	3件	
	農林水産業の新たな担い手の人数	－	6名	
	新規観光コンテンツの件数	－	3件	
	入域観光客数	13,409人	14,300人	
エ	村営住宅等の新規整備戸数	－	6戸	基本目標 4
	ICT講習会の開催回数	－	2回／年	
	空港整備に係る住民との意見交換会の回数	－	2回／年	
オ	環境学習会の開催	－	6回／年	基本目標 5
	環境保全活動へのボランティア参加	－	180人／年	
	山の整備	－	2回／年	
	地域の清掃	－	3回／年	
	環境保全に関する協議会	－	2回／年	
カ	移住定住の相談件数	－	10件／年	基本目標 6
	地域おこし協力隊の員数	－	3名	
	「女性サロン」の開催	－	3回／年	
	「若者未来会議」の開催	－	3回／年	
	女性や若者の社会進出	－	女性課長2名	
	島外向け情報アクセス数	－	200回／年	
	住民向け情報アクセス数	－	500回／年	

	集落間の交流	—	2回／年	
	ゆんたく会の実施（各集落）	2回／年	3回／年	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

伊平屋村むら・ひと・しごと創生推進事業

- ア 島の未来は、教育がつくる事業
- イ 女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす事業
- ウ 里山・里海を活用した産業が息づく島事業
- エ 安全安心・快適な暮らしを支えるしまづくり事業
- オ 豊かな自然と歩み続ける島事業
- カ 共創・協働によるむらづくり事業

② 事業の内容

- ア 島の未来は、教育がつくる事業

持続可能な地域づくりに向けた幼児教育・学校教育及び社会教育を推進する事業

【具体的な事業】

- ・ 島発ち教育推進事業
- ・ 国際理解、郷土教育推進事業
- ・ 幼児教育・学校教育推進事業 等

- イ 女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす事業

共生・平等社会を実現し、すべての住民が安全、安心して暮らせるむらづくりを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ ジェンダー平等社会実現事業
- ・ 次世代・女性活躍支援室設置事業
- ・ 離島保育士確保対策事業 等

ウ 里山・里海を活用した産業が息づく島事業

先端技術を導入し、持続可能な農林水産業の振興と観光・交流産業の推進を図るため、各種産業に携わる人材育成と産業活性化の仕組みづくりを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ 伊平屋村産業経済活性化協議会設置事業
- ・ 各種協同組合等制度導入時行
- ・ インキュベーション施設機能強化事業 等

エ 安全安心・快適な暮らしを支えるしまづくり事業

村民の生活環境や村の経済活動を支える重要な基盤づくりを推進するため、陸路や航路、空路の整備と住居及びライフライン、情報通信基盤を整備する事業

【具体的な事業】

- ・ 海上交通整備事業
- ・ 港湾施設整備事業
- ・ 島内交通整備事業 等

オ 豊かな自然と歩み続ける島事業

村民や来島者へ向け自然環境保全思想の普及啓発を行い、脱炭素島しよ社会の実現と美しい景観の保全と利活用を促進する事業

【具体的な事業】

- ・ 環境教育推進事業
- ・ 海洋環境保全事業
- ・ 里山・里海の生態系保全活動推進事業 等

カ 共創・協働によるむらづくり事業

誰一人取り残さない持続可能なむらを実現するため、村の保有する情報資産のDX化やオープンデータ化を図り、効率的且つ効果的な行政運営と地域リーダーの育成を推進する事業

【具体的な事業】

- ・ 共創・協働によるむらづくり推進事業
- ・ 移住定住促進事業
- ・ 地域おこし協力隊配置事業 等

※なお、詳細は第2期伊平屋村総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

260,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本村公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで